

宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231 FAX 096-366-2236

Email: t-miyazaki@tax1988.jp

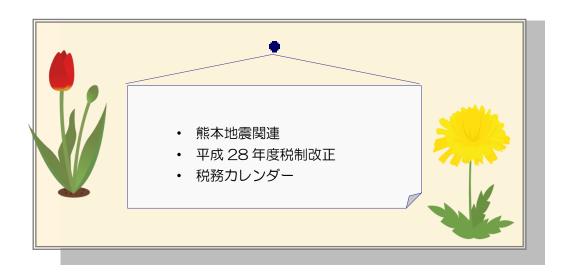
HP: http://www.miyazaki-zeimu.com

謹んでお見舞いを申し上げます。

この度の熊本地震により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

私たち宮崎税務会計事務所は、皆様方の一日も早い復旧・復興に全力で取り 組んで参ります。余震が続く毎日ではありますが、緑豊かなふるさと熊本に笑 顔が戻る日を願って、ピンチをチャンスに変え、前進して行きたいと思います。

今回の TM 情報では、震災関連の税務情報と、H28 年度税制改正を紹介しておりますので、ご一読下さい。



熊本地震に関連する税務関係情報

今回の大震災に伴い、税務上に置いても様々な点で猶予が設けられました。 現時点での情報になりますが、以下の通りです。

国税庁より(一部抜粋)

熊本県に納税地を有する納税者につきましては、平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

というわけで、現在は自動延長という形です。**延長の申請書を提出する必要はありません**。また、現時点では延長期限も定められておりません。延長に係る延滞税や利子税、加算税等も課されません。ひとまずは安心していただいて良いかと思います。

しかしながら、申告・納付が免除されるわけではないことに注意しなければなりません。あくまで猶予ですので、当事務所の方針としては、特段問題がなければ通常通り申告・納付を進める予定です。

また、各金融機関で資金繰りのための災害復旧貸付が開始されています。

通常の貸付と比べ、スピーディーで低金利 だと思われますので、申告・納付関係も含め、 各担当者と相談してみてください。





雑損控除と災害減免法による所得税の軽減免除

●雑損控除

所得税について、災害や盗難などで資産に損害を受けた時、雑損控除という所得控除を受けることができる場合があります。

・対象資産 棚卸資産、事業用固定資産、生活に通常必要でない資産、の<u>いずれにも</u> 当てはまらない資産

いわゆる居住用建物、付随する家財、車両等が対象になります。

●災害減免法による所得税の軽減免除

今年の所得金額が 1000 万以下の人を対象として、雑損控除と選択できます

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500 万円以下	所得税の額の全額
500 万円~750 万円以下	所得税の額の2分の1
750 万円~1000 万円以下	所得税の額の4分の1

確定申告において、いずれか有利な方を選択するような形になるのではないかと思います。

ただし、いわゆる修理代の実額全額がそのまま控除 になるような制度ではなく、計算方法も複雑だ ったりするので、とりあえずは損害を受けた 建物の契約書や罹災証明書などを 準備しておいてください。

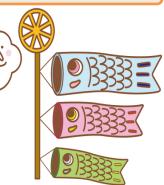






平成 28 年度税制改正について

「アベノミクス」の柱となる法人税の実効税率の継続的な引き下げ、なにかと物議を醸しだす軽減税率制度の創設が特徴的です。



法人課税

- ・法人税率の引下げ(平成28年4月1日以降開始事業年度より)
 法人税率が23.4%へ引き下げられます。
 実行税率で32.11%⇒29.97%となります。
- ・<u>租税特別措置の見直し</u> 生産性向上設備投資促進税制について、以下の通り縮減・廃止となります ※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用

	~平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
機械装置など	即時償却 or	50%特別償却 or	廃止		
	5%税額控除	4%税額控除			
建物•構築物	即時償却 or	25%特別償却 or	廃止		
	3%税額控除	2%税額控除			

- ・<u>減価償却の見直し(平成28年4月1日以降に取得する資産)</u> 建物付属設備・構築物、について、定額法に一本化されます。
- <u>地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</u> 地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み(地域再生法の改正)の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度を導入します。

従前の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、

①法人事業税:寄付金額×10%の税額控除(税額の20%上限)

②法人住民税: 寄付金額×20%の税額控除(税額の20%上限)

③法人税 :②で控除しきれなかった金額と寄付金額×10%のうち

いずれか少ない金額の税額控除(税額の5%上限)

消費課税 ※5/11 時点において



• 軽減税率制度の創設

① 軽減税率制度の概要

軽減税率対象品目(税率8%)・・・

平成29年4月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購請料」

飲食料品とは、「食品表示法に規定する食品」をいいます。

外食とは、**飲食に用いられる設備**(テーブル、椅子、カウンターなど)の ある場所において、飲食料品を飲食させるサービスをいいます。

また、ケータリング等、顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス、も外食とみなされます。

一方で、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の 譲渡、は**軽減税率の対象**となります。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、幼稚園、小学校、中学校等で提供される一定の飲食料品・給食等は**軽減税率の対象**です。

ー体商品(おもちゃ付きお菓子など)にも規定があり、税抜販売価格が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象となります。

② 税額計算の方法

区分経理に対応するため、請求書等の保存方式が変わります

〈平成29年4月~平成33年3月〉

- ◆区分記載請求書等保存方式
- ・売り手側

現行の記載すべき事項に、

- 1、軽減税率の対象品目である旨
- 2、税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)が追加されます。

レシートに、対象品目である目印を付けなければなりません。

・買い手側

区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります

☆経過措置

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算できる特例を設けます

	対象者	割合
1	卸売・小売事業者(簡易課税	仕入総額に占める軽減税率対象品
	制度適用事業者を除く)	目に係る仕入金額の割合
2	① 以外の事業者	通常の連続する 10 営業日の売上
		総額に占める軽減税率対象品目の
		売上金額の割合
3	①②の計算が困難な事業者	50%
	(主として軽減税率対象品目	
	の販売を行う事業者に限る)	

〈平成33年4月以降〉

- ◆適格請求書等保存方式
- ・売り手側
 - 1、登録番号
 - 2、税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
 - 3、税率ごとに区分して合計した消費税額等を追加します。

平成33年4月1日より、**適格請求書発行事業者登録制度を受けた** 課税事業者のみ、適格請求書等を交付することができます。

買い手側適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

注意点としては、適格請求書等の保存が要件ですので、仕入先が適格請求書発行事業者でないとならない点です。仮に仕入先が**免税事業者**であると、適格請求書が発行できないので**仕入税額控除をすることができません**。

※導入後一定期間は特例で、割合で税額控除出来ます。

個人所得課税 • 資產課税

• <u>三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例</u> 自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行い、平成 28 年 4 月 1 日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、特例を適用できます。

【対象工事】1:キッチン、2:浴室、3:トイレ、4:玄関

【対象工事要件】①1から4までのいずれかを増設すること

- ②改修後、1 から 4 までのいずれか 2 つ以上が複数となること
- ③対象工事の費用が50万超であること
- (1)ローン控除の特例

一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除 控除額=ローン残高×控除率

②税額控除の特例

限度額25万として、その年分の所得税額から控除

・スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理を行っている人(定期健診や予防接種)が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品の購入費用を所得控除できる制度です。

控除額二購入費用(10万円限度)-1.2万円

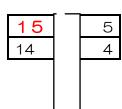
• 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成31年までにその家屋又は除却後の土地の譲渡をした場合には、3000万円を控除することができます。

※適用要件

- 1. 相続した家屋は、昭和 56 年 3 月 31 日以前に建築された家屋であり、相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと
- 2. 譲渡した家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付、事業の用に供されていたことがないこと
- 3. 譲渡価額が1億円を超えないこと

来所される方の駐車場につきましては、事務所前の 15番の駐車場をご利用ください。



13	3
12	2
11	1



呂崎税務会計事務所



税務カレンダー

6月	7月	8月
5月分源泉所得税・住民税 の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告	6月分源泉所得税・住民税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告源泉所得税の特例者の納期限(1月~6月分)固定資産税の納付(第2期分)所得税の予定納税額の納付(第1期分)	7月分源泉所得税・住民税の納付 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 個人事業税の納付 (第1期分) 個人事業者の消費税 中間申告

~編集後記~

未曾有の大震災で、心も含めて傷を負った方々が多いかと思います。復興には長い時間が必要ですが、皆様のサポートが出来ればと考えています。がまだせ熊本! 瀧口